

## 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令

### 手続名：使用船舶明細報告書の提出

#### 1. 案内情報

- ①手続名 : 使用船舶明細報告書の提出
- ②手続根拠 : 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第3条
- ③手続対象者 : 外航船舶運航事業を営む者
- ④提出時期 : 同年の7月末日までに提出。なお、本書類は年に1回の提出です。
- ⑤提出方法 : 使用船舶明細報告書を作成し、国土交通省海事局外航課へ提出。
- ⑥手数料 : なし
- ⑦申請書様式 : 使用船舶明細報告書（第6号様式）  
様式については、国土交通省のホームページからダウンロードができます。  
([http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr2\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr2_000003.html))

#### 2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省海事局外航課  
03-5253-8111 (43-956)
- ②受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。